

「相模原市認知症高齢者・障害者等徘徊SOSネットワークシステム運営事業」 へのご協力について（お願い兼「協力事業者用マニュアル」）

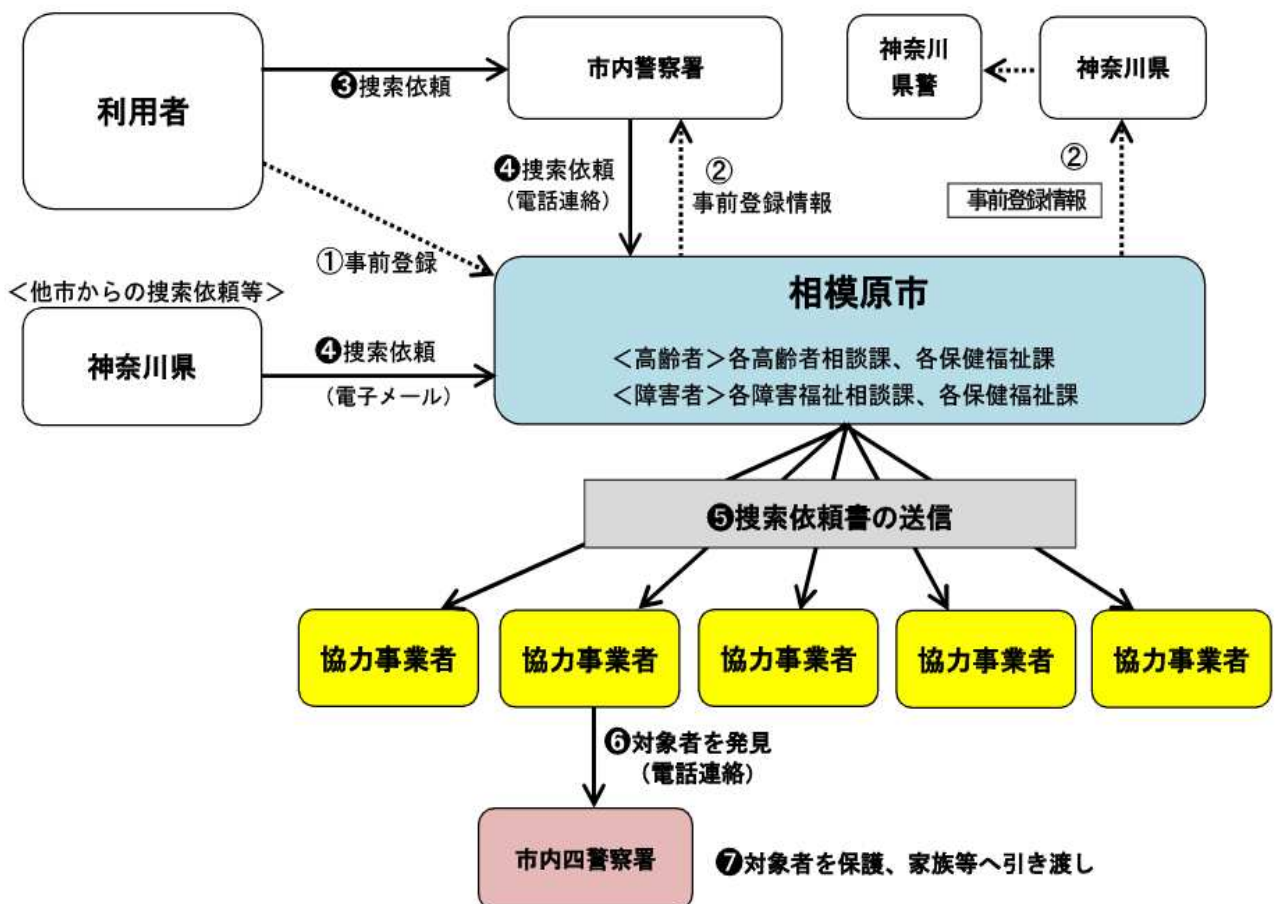
1 事業の概要

この事業は、認知症高齢者等が徘徊などにより行方不明になった場合や身元が判明しない高齢者等を施設で一時保護している場合に、相模原市から介護事業者や交通機関、郵便局、放送機関等の「協力事業者」に、行方不明となった方の特徴等の情報提供を行い、その「協力事業者」の方々に搜索のご協力をいただくことで、行方不明者等の早期発見・保護につなげるものです。

ご登録いただいた「協力事業者」の皆様方には、あくまでも各事業者様の日常の業務に支障のない範囲で、ご協力をいただくもので、行方不明になった方の早期発見・保護等を強制するものではありません。

本事業では、認知症の方に対する理解を深め、見守りのネットワークを広げていくことで、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできるまちづくりを目指しておりますので、より多くの事業者の方々に「協力事業者」としてのご登録をお願いしております。

2 本事業のイメージ図（搜索依頼）



3 「協力事業者」に協力いただく内容

相模原市に事前登録いただいた認知症高齢者等が、万が一行方不明となった場合に、その方の特徴等の情報を電子メールアドレスの「検索依頼書」として、「協力事業者」に配信しますので、協力事業者側では日常の業務に支障のない範囲で、検索依頼情報を職員の方々へ周知していただくとともに、各職員の方々は、行方不明となっている高齢者等の存在を意識していただき、もし対象者を発見した際には、各事業所々在の警察署にご連絡いただくようお願いいたします。

他市からの検索依頼等では、連絡発信元等にご連絡をお願いすることもあります。

相模原警察署	生活安全課	042 - 754 - 0110
相模原南警察署	生活安全課	042 - 749 - 0110
相模原北警察署	生活安全課	042 - 700 - 0110
津久井警察署	生活安全課	042 - 780 - 0110

また、対象者が無事発見された場合には、解除通知を協力事業者に配信します。これを受け、職員の方に周知いただいて協力依頼は終了となります。

< 「検索依頼書」及び「協力依頼（兼解除）連絡票」の取扱いについて >

相模原市から協力事業者へ送付する「検索依頼書」等は個人情報を含むものですので、その取扱いには、特段の配慮をお願いいたします。

(1) 「検索依頼書」等の受信方法

相模原市から「協力事業者」へ配信する「検索依頼書」等は、電子メールにより配信を行いますので、必ずセキュリティソフト等による安全対策を講じた端末（PC等）を使用し、受信するようにしてください。

なお、原則ファクシミリによる配信は行いません。

(2) 「検索依頼書」等の廃棄（削除）

対象者が無事発見された場合には、協力事業者に解除通知を配信しますので、「検索依頼書」等及び電子メールのデータの廃棄（削除）をお願いします。

なお、「検索依頼書」等の保管期間は、最大3ヶ月間までとします。3ヶ月経過後は、解除通知が無くとも、「検索依頼書」等及び電子メールのデータを廃棄（削除）してください。

(3) 「検索依頼書」等情報の取扱いに係る注意事項

- ・ 検索の目的以外には、口外しない。
- ・ 職員間であっても電子メールの転送、引用はしない。
- ・ 印刷した「検索依頼書」等はコピー等により複写物を作成しない。
- ・ 解除通知を受けた場合は、速やかに「検索依頼書」等及びそのデータ類を処分し、ファイリング等の保存はしない。

(4) 「搜索依頼書」等情報の具体的な周知方法(例)

職員ミーティング等の機会に口頭により搜索依頼情報を周知する。

タクシー業者様等で無線連絡が出来る場合には、早い情報伝達が早期発見につながる可能性が高くなりますので、無線により口頭周知いただけると幸いです。

「搜索依頼書」等を事務所内の掲示板やドア等に掲示する。

「搜索依頼書」等には個人情報が含まれていますので、掲示をする場所は職員が確認できる範囲までとし、職員以外の方が目にする場所には掲示しないでください。

「搜索依頼書」等を印刷する場合は最大で2枚までとし、掲示(保管)場所は常に把握するようにしてください。

「搜索依頼書」等を職員内で回覧をする。

「搜索依頼書」等を紛失することの無いよう注意してください。

4 配信メールのイメージ

<本文>

SOSネットワーク協力事業者 各位

日頃からお世話になり、ありがとうございます。

別添のとおり、より搜索協力依頼がありました。

お心当たりの情報等がありましたら、添付ファイルに記載の連絡発信元へご連絡をお願いします。

高齢者相談課

TEL

<添付ファイル：行方不明時の状況や顔写真など>

(例)

神奈川県徘徊高齢者SOSネットワーク協力依頼(兼解除)連絡票

各連絡窓口 御中

年 月 日

「神奈川県徘徊高齢者SOSネットワークの運用に係る連絡調整事務要領」に基づき、以下の行方不明者の検索について協力依頼(解除)します。

<対象者>

事前登録 あり・なし

ふりがな		
氏名(旧姓)		
性別		
生年月日(年齢)	明・大・昭 年 月 日 (歳)	
住所	神奈川県相模原市 区	
行方不明時の状況	発生日時 年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分 頃	
	最後に確認された場所	
	外見上の特徴	
	持ち物・所持金	
	身体の健康状態	
認知症の程度		
特記事項 (その他検索及び保護に寄与 すると思われる事項等)		

<解除連絡>

発見日時	年 月 日 (曜日)
発見場所	

<連絡発信元>

機関名	
所属・室課名	
担当者名	
電話	
FAX	

5 協力事業者の登録手順

本事業の趣旨に賛同していただき「協力事業者」として登録いただける事業者様には、お手順をおかけしますが、次の丸数字の手順に従い登録手続きをお願いいたします。

「協力事業者登録書」(別紙をご参照ください。)に必要事項をご記入の上、電子メールで、次の各高齢者相談課のうち事業所の所在される区の相談課宛(アドレス)に送信してください。

緑区所在の方(又は事業所がある法人)

緑高齢者相談課の電子メール: g-koureisoudan@city.sagamihara.kanagawa.jp

中央区所在の方(又は事業所がある法人)

中央高齢者相談課の電子メール: c-koureisoudan@city.sagamihara.kanagawa.jp

南区所在の方(又は事業所がある法人)

南高齢者相談課の電子メール: s-koureisoudan@city.sagamihara.kanagawa.jp

相模原市から「協力協定書」の用紙及び「協力事業者マニュアル(本紙)」を電子メールデータでお送りいたします。

「協力協定書」を印刷し、代表者等の必要事項をご記入の上、押印をいただいたもの(2枚)を、下記の各高齢者相談課のうち該当する高齢者相談課宛に、ご郵送ください。

緑区所在の方(又は事業所がある法人)

〒252-5177 相模原市緑区西橋本 5-3-21 (緑区合同庁舎 3階)

緑高齢者相談課

中央区所在の方(又は事業所がある法人)

〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 (ウェルネスさがみはら B館 4階)

中央高齢者相談課

南区所在の方(又は事業所がある法人)

〒252-0303 相模原市南区相模大野 6-22-1 (南保健福祉センター 3階)

南高齢者相談課

相模原市から代表者名記入の上押印して「協力協定書」を1部お送りいたします。

以上で「協力事業者」の登録は完了となります。

今後、検索依頼等がありましたら、「検索依頼書」等を電子メールにて送付いたしますので、検索等にご協力をお願いいたします。

年 月 日

相模原市長 宛

協力事業者登録書（新規・変更・抹消）

フリガナ	
事業所名	
フリガナ	
代表者名	
フリガナ	
住 所	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

「協力事業者」様へお送りする「搜索依頼書」等については、電子メールにより配信を行います。必ずセキュリティソフト等による安全対策を講じてあるアドレスでの登録をお願いします。